

5・2 国際コンテナ戦略港湾

5・2・1 港湾運営会社

港湾運営会社の母体としては現行の埠頭会社が想定されており、既に民営化された東京港埠頭株式会社(平成 20(2008)年 4 月)、大阪港埠頭株式会社、神戸港埠頭株式会社(平成 23(2011)年 4 月)に続き、平成 24(2012)年 4 月に横浜港埠頭公社、同年 12 月末には名古屋港埠頭公社が民営会社化された。

また、港湾運営会社規定の法施行により、京浜港、阪神港の国際コンテナ戦略港湾、特例で伊勢湾港(名古屋・四日市)も法施行日から 3 ヶ月以内に湾に一つの「港湾運営会社」として国に指定申請するスケジュールとなったが、実際には統合した形での「港湾運営会社」申請は為されず、平成 24(2012)年 3 月 15 日以降の 1 年の間に、それぞれの埠頭会社が現状の形で「特例港湾運営会社」の申請を行うこととなった。その結果、大阪港埠頭株式会社と神戸港埠頭株式会社が平成 24(2012)年 10 月 17 日、横浜港埠頭株式会社が同年 12 月 25 日に特例港湾運営会社として指定された。東京港埠頭株式会社は平成 25(2013)年 4 月以降の申請となる見込み。

当協会としては、港湾運営会社が「港湾運営会社の指定にあたっての考え方」から逸脱していないか意見反映に努めた。